

## 「中信にほんごひろば」規約

### (名称及び所属)

第1条 この会は、「中信にほんごひろば」(以下「本会」という)と称し、NPO法人「中信多文化共生ネットワーク」に所属する。

### (目的)

第2条 本会は、松本市庄内地区公民館及び長野県営並柳団地集会所において、近隣に在住する日本語を母語としない親と子どもへの日本語学習支援を通して、不就学を無くすとともに、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 日本語学習支援及び教科学習支援
- (2) 就学及び進路に関する相談
- (3) 異文化相互理解のための活動
- (4) 関係機関及び団体との連携
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な活動

### (会員)

第4条 この会の目的に賛同する者の加入手続をもって本会の会員とする。

2. 本会の目的にふさわしくない行為をする者は、退会させる。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 代表  | 1名  |
| (2) 副代表 | 若干名 |
| (3) 会計  | 1名  |
| (4) 監事  | 1名  |

2. 本会の役員は、会員の互選により決定する。

### (役員の仕事)

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に支障ある時はその職務を代行する。

3. 会計は、本会の会計管理を行う。

4. 監事は、本会の事業及び会計の監査を行う。

(会 議)

第7条 本会に、運営会議及び役員会議を置く。

2. 運営会議は、会員全員で構成して、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 活動内容及び運営方法に関する事。
- (2) 予算及び決算の収支に関する事。
- (3) 役員を選出に関する事。
- (4) 規約及び細則の制改正に関する事。
- (5) その他、代表が必要と認めた事。

3. 役員会議は、代表、副代表、会計及び監事で構成して、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 運営会議に提出すべき議案に関する事。
- (2) 運営会議において委任された事項。
- (3) その他、代表が必要と認めた事項。

4. 会議は、いずれも代表が招集する。

5. 会議は、半数以上が出席し、出席者の過半数の多数により決定する。

(会 計)

第8条 本会の運営に関する経費は、CTN 事業費、各種団体等からの助成金、寄付金等の収入をもってこれに充てる。

2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第9条 この会の運営にあたり、必要な細則は別に定める。

附 則

この規約は、平成22年7月4日から施行する。

改定経緯

22.10.10 改定 役員に監事を追加した。

23.4.10 改定 参加費の納入単位を「子ども一人」から「一家族」に変更した。

25.4.14 改定 会場として長野県営並柳団地集会所を追加した。

監事の職務に事業の監査を追加した。

会計収入のうち参加費徴収を廃止し、その他は実態に合わせ追記した。

## 「中信にほんごひろば」心得

### 1. 入会にあたって

- ・ 会のねらいや教え方などを理解した上で活動してください。
- ・ 「中信にほんごひろば 会員登録票」(様式1-1)に記入し、登録して下さい。
- ・ 2項「活動にあたっての注意事項」について守ることを約束して下さい。  
注意事項に反した場合、活動を停止していただくことがあります。

### 2. 活動にあたっての注意事項

- ・ コーディネーターの調整・連絡・指示に従ってください。
- ・ 活動中に知り得た児童・生徒の個人情報、絶対に口外しないでください。
- ・ どの児童・生徒にも思いやりの気持ちをもって、丁寧な言葉で分け隔てなく接して下さい。
- ・ 特定の児童・生徒との貸借・やりとり、会場以外での接触は慎んで下さい。
- ・ 公民館では、政治的行為や宗教・営利活動はできません。
- ・ 代表に無断でチラシや招待状などを配布しないで下さい。
- ・ 代表に無断で写真撮影はしないでください。
- ・ 服装や言動は、児童・生徒への指導にふさわしいものでお願いします。
- ・ 胸には必ず名札をつけてください。
- ・ 活動が終わったら学習記録を記入して下さい。
- ・ 活動中は事故が起きないように十分注意してください。
- ・ 活動中に不安や危険を感じた場合や、万一事故が起こってしまった場合は、速やかに代表にご連絡ください。また、困ったことがあったらご相談ください。
- ・ 「中信にほんごひろば支援予定・出欠簿」(様式3-1)には、遅くとも次週分の支援予定を記入して下さい。活動予定日の都合が悪くなった場合、遅れる場合には、早めに代表(不在時は副代表)宛に、ご連絡ください。

### 3. 本会の活動は、あくまでも無報酬のボランティアです。交通費や謝礼等の支給はありません。活動に対するお礼は、子供たちの『笑顔』と『ありがとう』の言葉です。

### 4. 自分を向上するために、児童・生徒から学ぶ姿勢を持ちましょう。

自分自身の生きがい、喜びのために、児童・生徒から頼られ、敬愛される、存在価値のある豊かな人間を目指しましょう。

### 5. 楽しく、継続的な活動を行うために、議論はしても人の意見をよく聞き、仲良く協調しましょう。支援者の輪を広げ、新たな友達を作り、人生をエンジョイしましょう。

以上